

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

以下のとおり、提案書の提出を求めます。

平成31年1月31日

世田谷区

本プロポーザルは平成31年度契約の準備行為である。本件の契約締結は本件にかかる予算が区議会で議決を得ることを条件とする。

1 業務概要

(1) 件名

K I O S K 端末の選定並びに導入及び保守業務委託
保守業務委託の契約は、平成32年度以降も予定している。

(2) 委託内容

区内施設32か所にK I O S K 端末を導入し、工程試験の実施や機器の操作研修等の区への運用支援、システムの運用保守を行う。詳細は以下のとおり。

導入作業

- ・ K I O S K 端末の利用に必要なネットワークの開設及び接続を行う。
- ・ K I O S K 端末の利用に必要な関連システムの構築を行う。
- ・ K I O S K 端末の設置、現調を行う。
- ・ J - L I S が定める工程試験を行う。
- ・ 各種手続き等への運用支援を行う。
- ・ 現場の区職員向け、管理者の区職員向けマニュアルを作成し、K I O S K 端末の操作、消耗品の補充手順やエラー対応手順等について研修を行う。

システムの運用保守

障害が発生した等、区職員から問合せがあった際に対応が出来る体制を設け、区からの要請に応じ端末機保守員が現場で対応すること。

詳細は、資料4-1「提案要求仕様書（K I O S K 端末の選定並びに導入及び保守業務委託）」を参照すること。なお、資料4-1はこの案件の公告時点での予定の内容であり、選定後の調整等により双方協議の上決定する。

(3) 履行期間

K I O S K 端末の導入作業委託

契約の日から平成31年（2019年）12月31日まで

平成31年（2019年）9月30日までに5台先行設置の予定あり。

設置場所については、区担当課より別途指示する。

K I O S K 端末の保守等管理委託

システム導入から平成 36 年（2024 年）9 月 30 日まで

（4）提案限度額

59,160 千円（税込み）

内訳 導入作業委託 4,541 千円（税込み）

保守および使用料等 54,619 千円（税込み）

上記の提案限度額は、契約の日から平成 36 年（2024 年）9 月 30 日までの合計額である。

なお、使用する K I O S K 端末については別途区が入札で調達する予定だが、予算等の整合確認のため、機器 32 台を調達する見積書を作成すること。機器調達に関する区の予算規模としては、145,154 千円（税込み）を想定している。

なお、K I O S K 端末に手数料収納機能を別途追加開発する予定だが、予算等の整合確認のため、システム開発に係る見積書を作成すること。システム開発に関する区の予算規模としては、10,780 千円（税込み）を想定している。

消費税については、10%で計算すること。ただし導入作業委託並びに手数料収納機能のシステム開発に係る経費については、8%で計算すること。

平成 32 年度以降の契約については対象の業務にかかる予算が区議会の議決を得られることを条件とする。また、対象の業務にかかる予算が削減し、又は変更されたときは、契約を締結しない場合がある。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- （1）世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること及び同条第 2 項による措置を現に受けていない者であること。
- （3）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （4）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （5）一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 I S O / I E C 2 7 0 0 1 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度認証」を取得していること。
- （6）過去に、本業務で導入するシステムと同様のシステムを構築した実績があること。

3 プロポーザル実施日程概要（予定）

内容	日程
公告	平成 31 年 1 月 31 日（木）～2 月 7 日（木）
参加表明期限	平成 31 年 2 月 7 日（木）まで
招請通知送付	平成 31 年 2 月 8 日（金）
質問の受付期間	平成 31 年 2 月 14 日（木）まで
質問の回答	平成 31 年 2 月 15 日（金）
提案書提出期限	平成 31 年 3 月 13 日（水）まで
審査期間	平成 31 年 3 月 22 日（金）まで
プレゼンテーション	平成 31 年 3 月下旬
選定結果通知	平成 31 年 3 月 27 日（水）

4 手続等

(1) 担当

〒154-0017 世田谷区世田谷 1 丁目 1 1 番 1 8 号 エムケイアースビル 1 階
世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課住民記録

担当 田村、向井田

電話 03-6413-9481 FAX 03-6413-9482

メールアドレス SEA02304@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間等

交付期間

平成 31 年 1 月 31 日（木）から 2 月 7 日（木）まで

期間中の受付は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日、祝日を除く。）

交付場所

(1) に同じ

交付方法

世田谷区のホームページよりダウンロード

(3) 参加表明書等の提出方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

提出書類

- ・参加表明書
- ・納税証明書（都道府県民税・市町村民税）
- ・プライバシーマークの付与認定に関する証憑（認定証写し等）
- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

認証に関する証憑（認定証写し等）

・法人概要（パンフレット） 各1部

提出期限

平成31年2月7日（木）午後5時まで（必着）

期間中の受付は、午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

提出場所

（1）に同じ

提出方法

（1）まで直接持参又は簡易書留郵便で郵送

（4）提案書等の提出方法

提出書類

・提案書

・見積書

・参考見積書（KIOSK端末の調達にかかる費用、手数料収納機能の追加開発にかかる費用も含む）

見積書に併せての記載も可とする。

提出期限

平成31年3月13日（水）午後5時まで（厳守）

期間中の受付は、午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

提出場所

（1）に同じ

提出方法

（1）まで直接持参（郵送不可）

提案内容

「KIOSK端末の選定並びに導入及び保守業務委託プロポーザル説明書」のとおり。

なお、提案書等書類一式と併せて、提案書データ（PDF形式）及び見積書金額の内訳データ（Excel形式またはPDF形式）を電子媒体（CD-R 1枚）に格納の上、別途提出すること。

募集説明書に関する質問の受付及び回答

募集内容について質問がある場合は、「KIOSK端末の選定並びに導入及び保守業務委託に関する質問票」（募集説明書に添付）に質問事項を記入させ、メール又はファクシミリで受け付ける（電話による受付は行わない）。

（1）受付期間 平成31年1月31日（木）から2月14日（木）まで

（2）回答方法 平成31年2月15日（金）までに、招請を通知した全ての事業者にもメール又はファクシミリで回答する。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

書面審査

提案書、見積書により総合的に審査を行う。

プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを行う。

(2) 審査基準

実施スケジュールに関する事項

実施体制・プロジェクト管理に関する事項

情報セキュリティ対策に関する事項

システムの運用及び保守に関する事項

機器仕様に関する事項

通信回線に関する事項

障害対応に関する事項

見積金額（機器調達費、システム開発費を含む）の妥当性及び区の予算との整合性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、平成 31 年 3 月下旬（予定）に文書で通知する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有

・ K I O S K 端末の導入作業委託

・ 手数料収納機能のシステム開発委託

・ K I O S K 端末の保守等管理委託（長期継続契約）

保守契約は平成 36 年（2024 年）9 月 30 日まで

(5) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表する事ができる。

(7) 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

- (8) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (9) 本プロポーザルは機器並びに事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。